

日本帝国主義成立期の天皇制思想

— 尾崎行雄を中心として —

栄 沢 幸 二

一 はじめに

タブーが厳存しているところには、真の自由はない。民主化の度合を測定する重要なメルクマールは、かつてのタブーが、どの程度自由に論議されるようになったか。また、国民の意識がそのタブーからどれだけ解放されたかにあるとみてもよからう。近代日本におけるタブーの最たるものは、いうまでもなく天皇制であったし、遺憾ながら今日でもこの呪縛から解放されていない。この意味で天皇制思想の研究は、依然として、今日的な課題である。

天皇制思想の研究は、周知のように戦後、最も輝かしい成果をあげてきた研究領域の一つであった。いわゆる丸山学派の業績は、そのさいたるものである。だがこれまでの研究は、主として明治期と昭和ファシズム期に焦点をすえて分析してきたこともあって、大正デモクラシー期の天皇制思想の特質が、十分あきらかにされているとはいいがたい。小論で検討する尾崎行雄の「立憲勤王論」は、大正デモクラシー期に唱導された天皇制思想の側面を、集約的に示しているという点で、注目する必要がある。

近代日本の天皇制思想の存在形態は、家族国家観の形成・発展過程を追究するだけでは到底とらえきれない。確かに、明治3・40年代に形成された家族国家観をぬぎにしては天皇制思想の存在形態は把握できないであろう。だが天皇制思想の構成要素は、ただ単に家族国家観だけではなかった。たとえば家族国家観が完成される明治40年代に限定しても、国家主義的な家族国家観とは、一面では対立する、立憲主義的な天皇制思想が存在していた。この二つの天皇制思想は、一面では対立しながらも、他面では相互に依存しあいながら、総体として日本帝国主義の発展を促進する帝国主義イデオロギーとしての役割をはたしていったのである。しかも、この二つの思想は思想的には、それぞれ幕末の「天下は一人の天下なり」という国家権力の正統性の根拠を、「天皇の意志」に求める考え方と、「天下は天下の天下なり」という「天下万人」の動向に求める考え方の継承発展形態とみなすことができる¹⁾。従って、近代天皇制思想の存在形態は、この二つの思想が歴史過程の変化に対応して、それぞれどのような発展のしかたをしたか。また、この二つの観念の相互の対立と依存関係が、どのような展開過程を示し、その過程においていずれの観念が天皇制イデオロギーの主要な側面（支配的イデオロギー）になったか、という視角からアプローチする必要がある。

大正デモクラシー期の天皇制思想も、以上の視点から、国家主義的・家族国家観的天皇制思想と立憲主義的天皇制思想との統一体としてとらえるべきである。この視角からみる限り、大正デモクラシー期の有力な指導理論であった「立憲主義」や「民本主義」は、立憲主義的天皇制思想としての性格をもっていた。然るに、この観点を中心にすえた研究はこれまで殆んどなかった。なかんづく「立憲主義」は、日本帝国主義成立期の天皇制国家を、より

強固なものにしようとするブルジョア天皇制思想としての特質をもっていたのである。小論で検討する尾崎行雄の「立憲勤皇論」は、こうした天皇制思想の典型であったばかりか、立憲主義的天皇制思想の鼓吹者としてのかれが、当時の民衆の絶大な人気を獲得した政治家の一人であった事実のもつ重みを軽視してはならない。しかも、戦後天皇制は、この立憲主義的天皇制観念が、天皇制思想の主要な側面となることによって形成されたとみなすことさえできるのである。われわれが、あえて尾崎行雄をとりあげる理由は、ここにある。

註

- 1) 松本三之介 「幕末における正統性観念の存在形態」 松本三之介著 『天皇制国家と政治思想』 未来社 所収参照。

二 大正デモクラットと天皇制

大正デモクラット、殊に大正デモクラシー運動第一段階（明治38年～大正2年）において、指導的な役割をはたした立憲主義者の思想と行動の正統性の根拠はなんであったか。その根拠は、また、かれらの思想と行動に対するきびしい批判を回避するための、たんなる便宜的な手段としての位置しか占めていなかったのであろうか。

大正元年の12月から翌年の7月にかけての尾崎行雄は、文字通り、護憲運動のために東奔西走、席をあたためるひまもなかった。この時期にかれは、あえてペンをとって、「明治大帝の聖徳大業」と題する論説を発表した。わずか2ページたらずの短文である。だがそれは、尾崎の思想と行動の正統性の根拠を、美事にえがいている点で、到底、見落すわけにはいかない。かれはこう主張した。

「明治天皇陛下の45年の御治世中、内外に向って建設し給ひし大業は、実に算へ尽されないほど多いが、なかんづく、最も永久に互って光輝を放つべきものは、実に憲法発布の一大事業である。日清・日露の両役は無論千古の偉業であるが、年月を経過すれば、昔時の大戦役と同じく単に歴史上の昔譚になってしまふだろう。ひとり憲法を発布して、臣民の生命財産の安固を保護し、この国民をして、世界の人間並の権利義務を得せしめ給ひたる御偉業は、帝国の存立する限り、子々孫々の存在する限り、一日も忘るる事の出来ない事である。即ち憲法は不磨の大典にして、千年万年を経過するとも決して廃滅すべきものではない。この憲法のある限り、生命財産のある限り、権利義務のある限り、その根本を確定し給ひし、先帝陛下の成徳大業は、日々に新たに臣民の記憶に絶えず往来すべきものである。されば、先帝の大業中の最も大いなる憲政をして、最も完全に発達せしむることは、政府といはず、人民といはず、国民すべての職分であらねばならぬ。」

明治天皇の最大の偉業は、明治憲法を発布して「臣民の生命財産の安固を保護し、この国民をして、世界の人間並の権利義務を得せしめ給ひたる」ところにある。従って、臣民に残された最大の「職分」は、この「憲政」を「最も完全に発達せしむる」ことである。

「故に政府は無論のこと、人民と雖もいやしくも先帝陛下の聖旨を奉體するものは、是非共政治上の知識及び道徳の発達に努めなければならない筈であるのに、多年専制政治に慣れ、立憲政体の実施を1日でも遅れしめようと企てた藩閥者流は、憲法発布の後に於て

も尚その過ちを改めず、彼等に使役せらるる官僚等も、亦なほ昔日の夢を覚すことが出来ずして、政治思想及び道徳の発達を妨ぐるの挙措を絶えず行っている。勿論その志は敢て先帝陛下に不忠なる働きをしようと思ふわけではないであろうが、事實は先帝陛下の大業中の大業を傷つべき仕事をしているのである。」「吾々が憲政擁護を大声疾呼するのは、先づこれ等の心得違ひの者を改悛せしめ、あまねく政治上の知識道徳を全国民に及ぼし、且つ藩閥擁護のために作ったところの陸海軍官制、文官任用令、元師府、軍事参議官等の組織改正、或ひは又憲法の明文に背いて、天皇の直隸となしたる約40に近き陸海軍の官衙を國務大臣管轄の下に置き、憲法55条の法文にあるが如く、天皇陛下の御行為に対しては、國務大臣をして輔弼の責に任せしむるやうになさんがためである。この仕事が首尾よく出来上って、憲法が裏面からも正面からも侵されず、日本臣民は総て対等の位地に立ち、文武も対等となり、薩長の閥族を打破して、全国民みな制度上対等の地位に立つようになれば、自由競争が行はれる。自由競争が行はれるれば、優勝劣敗の理法に依って、優れる者が勝ち、劣れる者が敗ける。これ即ち天地の公道であって、この公道が障害なく行はれるやうになれば、吾々の目的は達するのである。(中略)今日は不幸にして、この公明正大なる事態が未だ日本帝国に行はれず、先帝陛下の折角発布し給へる不磨の大典も、或ひは正面より、或ひは裏面より、侵害せられて居るがために、吾々はやむを得ず、目下の政治戦争を飽まで継続せんと決心したのである」¹⁾と。

ここに尾崎行雄の第一次護憲運動期における思想と行動の、正統性の根拠が、端的に表明されている。かれは、陸海軍官制、文官任用令などの改正を核にして、藩閥官僚勢力の特権的地位を打破し、臣民の天皇の前における平等を実現することによって、翼賛体制としての立憲政治を完成することこそが、明治天皇が臣民に課した「職分」であること。従って憲政の発展を防害し、明治憲法を「侵害」している「不忠」の徒・閥族を打倒するための護憲運動は、とりもなおさず、天皇に忠なるゆえんであるとの論理を、力強く宣言しているからである。つまりかれは、第一次護憲運動とは、忠臣・尾崎行雄らによる「君側の奸」を、芟除するための運動であり、その目ざす体制ならびにイデオロギーは、明治天皇の「大御心」に合致するものである、という近代日本の天皇主義者が、繰返し繰返し使用してきた論理を援用することによって、みずからの思想と行動の正統性の根拠を、天皇の意志に求めたのである。尾崎行雄のあの有名な大正政変における桂首相弾劾演説も、要するに、桂首相の詔勅を乱発して、自己の政治行動を正当化しようとする非立憲的な、態度は、みずからの政治責任を、天皇に転化させる結果となるものであって、これは「臣子の分」として、到底許すべからざる暴挙だという視点からなされたものであった²⁾。その背後には、立憲政治こそ、このような事態を回避できる最良の道であり、それがまた、皇室の尊榮と発展をはかるゆえんでもある、との強い確信があったことはいままでもない。

ところで、自己の思想と行動の正統性の根拠を、明治天皇の意志に求めたのは、尾崎行雄だけではなかった。それどころか、この論理は、当時の立憲主義者に共通にみられるものであった。たとえば、犬養毅は明治天皇の死去に際して、つぎのように主張した。「我々忠良なる日本国民は、飽くまで先帝陛下の御遺志を奉戴し、1日も早く此の憲政の賊たる閥族を討滅して、完全に立憲政体の運用を図ることは、嘗に先帝陛下の御浩恩に答へ奉るのみならず、新帝陛下に尽し奉るべき最大最重の臣道であると信ずる者である」³⁾と。また、浮田和民は明治天皇の「御聖徳に報ふ可き」道は、単に、明治神宮を建設して「外形上の崇拜を為

す」だけでなく、「五条の御誓文」・「教育勅語」・「戊申詔書」に体现されている「先帝の御遺訓を奉じ之を实践躬行して国家の発展を計る」べきであるとの見地から、ほぼつぎのような主張をおこなった。

五条の誓文は、「開国進取の国是」と「将来立憲政体となるの基」を開いたものである。つぎに、「国民教育及国民道徳の本旨」を説いた教育勅語は、「日本従来の優秀なる旧道徳を保守すると共に将来の発展に必要な新道徳の理想を発揮し、国民が長へに遵奉すべき訓戒」なのである。つまり、教育勅語は「従来通りの五倫の道では不十分」なるがゆえに、自己ならびに他人の「人格を尊重」し、「立憲的道徳」を「国民平生」行うことこそが、「一旦緩急あれば義勇公に奉ずる所以の基本」である、と説いているのであって、決して、これを保守的・退嬰的に解してはならない。また、戊申詔書は、日露戦争後「文明世界の政治」が、実業中心に、たとえば「戦争をするにも殆んど実利実益即ち経済的發展を計る」ことを、「主眼」とするようになってきた「内外の世局に鑑み」て、「実業教育及び実業道徳の根本を樹立し国家の実力を培養す可しとの御趣旨」から発布されたものである⁴⁾。要するに浮田和民は天皇制国家の構成原理となった、五条の誓文や教育勅語などを、立憲主義的に読みかえ、かれの立憲主義的帝国主義化のコースを推進することが、明治天皇の「遺訓」にそうゆえんだと力説したのであった。さらには、大正2年1月12日に大阪でひらかれた憲政擁護大会の、宣言書中にも、「諒闇の期末だ其半を過ぎして茲に大正2年の新政を迎ふ吾人臣民が忠を今上陛下に尽す所以は先帝の偉業により憲法政治を励行し以て皇室の尊榮を増し民人の福祉を計るにありと信ず然るに現下の形勢は閥族の跋扈官僚の跳梁実には憲法政治をして危殆に瀕せしむるものあり其弊を打破し其害を洗除するにあらざれば憲政の美得て望むべからず依って此際吾人同志は協力一致を以て憲政擁護に努めんことを期す⁵⁾」と主張されていることをつけ加えておこう。

以上のような正統性の観念が、民本主義者にも継承され、民本主義はなんらわが国体と矛盾するものではないという主張が、盛んに力説されたことについては、あらためて指摘するまでもなからう。それはともかくとして自説の正統性の根拠を、明治天皇の「大御心」に求めるという論理が登場した背景には、天皇親政論者（国家主義的帝国主義者）とのイデオロギー闘争があった事実を、無視してはならない。この論争は、周知のように、形式的にはどの主張が「国体」に合致しているかをめぐって展開された。大正デモクラットが唱導した正統性の根拠は、まさに、このような論争形式の枠組の中で、自説の正しさを証明し、さらには国家主義的帝国主義者の主張を、論破する手段として採用されたとみなすこともできよう。かれらはそのことによって、天皇制国家の近代化を、いいかえれば藤田省三のいわゆる「権力国家の原理」⁶⁾の立憲主義的な修正による、天皇制国家の一元的な原理に基づく支配の完成を、企図したのである。

だがしかし、当時の立憲主義者が自己の思想と行動の正統性の根拠を、天皇の意志に求めたのは、単なる戦術上の観点だけからではなかった。かれらは天皇制イデオロギーの呪縛から解放されていなかっただけでなく、熱烈な天皇主義者としての性格をもっていたからである。この視点からすると、大正デモクラットは、国家主義的天皇制イデオログにたいする、立憲主義的天皇制イデオログであったとみなすことができる。特にこうした側面は、立憲主義者に強かった。かれらが明治天皇の死去にあたって表明した一般的な傾向は、カリスマ的人格にたいする限りなき崇敬と哀悼の念であり、明治天皇の「遺訓」をついで立憲政

治の完成につくそうとする決意であった。楚人冠杉村広太郎が、「先帝崩御のこのかた、見るにつけ聞くにつけて涙の種ならぬはなけれど、わきて我等明治天皇の御代に仕うまつれる者に取りて此上なうも哀しう覚ゆるは『明治』の名の消え行かんとする一事なりき⁷⁾」と述べ、茅原華山が「吾人が謹みて明治天皇を第二の神武と申上ぐると共に日本史上第一の大皇帝、世界に於ても稀に観るの大皇帝と申上げて、後世の史家は決して之に異論を挟むまいと信ずる。」「大正天皇の御代は明治天皇の創業に基き」、大正天皇を「第三の神武」とすべく、一般人民が「宛かも二重橋外に明治天皇の御本復を祈った心で、先づ政を正して、天皇を中心とする民本主義の政治を開かねばならぬ⁸⁾」と指摘したのは、そのあらわれである。なかんずく、尾崎行雄は、こうした傾向の代表的な人物として、護憲運動に献身したのであった。かれが自己の思想と行動の正統性の根拠を、明治天皇の意志に求めたのは、決して、戦術的な観点からではなかった。このことは尾崎行雄が折りにふれて詠んだ、つぎで紹介する一連の短歌をつきあわせてみると、いかにそれがかれの心情の深みにおいて結合していたかを、よみとることができよう。

大君に捧げまつれる我が身なりいざ抛たん国民のため	(第一次護憲運動中)
不義と叫び不忠とぞ呼ぶ大君とみ民のためにあらがふ我を	(大正6年)
大君の宮のあたりは事なしと聞きて思はず声を放ちぬ	(関東大震災の折)
大君を思ふあまりに妻子らの饑も病も見捨てたりけん	(昭和5年)
長らへし甲斐ぞありける大君の御楯となりて命すてんは	

(昭和5年辞世を懐にして軍部を攻撃す)⁹⁾

尾崎行雄が第一次護憲運動中、全国各地をかけめぐって力説し続けたことは、藩閥専制政治を打破して、立憲政治(責任内閣制)を実現するという、ただこの一点であった。そのための方策としてかれは、立憲思想の普及と陸海軍官制・文官任用令の改正並びに元老会議の廃止、などを提唱したのであった。かれをこのような思想と行動にかりたてたエートスは、勤王の志士の子として生まれた尾崎の、「尊皇」の精神だったように思われる。かれの短歌や、明治天皇の死去に際して「臣下として最も重大なる責任」は、立憲政治を完成することである。それが明治天皇の「大御心にそひ奉り、皇業を翼賛し奉るゆえん」だと決心して、「身命を賭して」戦ってきたというかれ自身の回顧¹⁰⁾。さらには、次の寺田健一の追想などは、このことを如実に物語っている。寺田健一は、尾崎行雄が戦後においても、いかに尊皇心に厚つかったかについて、「昭和26年の元旦と記憶するが、天皇御一家の宮中御散歩の画報を客室の屏風に張られ、恭しく拝礼をされ、『風邪のために親しく参賀し得ない』旨の御詫びを言上された光景など、実に、敬恭そのものであった。それはあたかも『老臣幼帝をいたわる』とでも申するような昔の絵巻物を見る様な気がした」と述べている。

以上要するに、自己の思想と行動の正統性の根拠を、明治天皇の意志に求めた尾崎行雄は、その行動の起動力ともいうべきエートスを、尊皇の精神に置いていたのである。第4節で検討するかれの『立憲勤皇論』は、この精神にもとづいて提唱された、立憲主義的天皇制思想の代表的な著作だとみても過言ではない。これまで、大正デモクラットに対する評価は、一般に、明治憲法体制の枠内で、漸進的に日本の民主化を達成しようとする現実主義的な実践の理論として、高く評価する傾向が強かった。たしかに、こうした側面からの評価をぬきにしては、大正デモクラシー思想の意義は、とらえられないであろう。しかしこの過程は、とりもなおさず天皇制イデオログとしてのかれらが、下からの民衆運動を、天皇制国

家とそのイデオロギーの枠内に包みこんでしまうことを意味した。特に尾崎行雄らの立憲主義者は、こうした役割をはたしたのであった。第一次護憲運動に参加した民衆の反応は、この意味で注目に値する。

註

- 1) 尾崎行雄「明治大帝の聖徳大業」尾崎峯堂全集刊行会『尾崎峯堂全集』昭和37年 第7巻 440-471頁（以下尾崎全集と省略）。
- 2) 尾崎行雄「桂首相を弾劾す」全集5巻。
- 3) 犬養毅「憲政擁護の御偉業」『日本及日本人』538号 大正1年8月15日 44-45頁。
- 4) 浮田和民「先帝の御遺訓」浮田和民著『新道徳論』南北社 大正2年 155-166頁。
なお石橋湛山も、浮田同様の見地から明治神宮の建設よりも、立憲政治の完成を力説している（『石橋湛山全集』第1巻所収「先帝陛下を憶う」及び「愚なるかな神宮建設の議」参照）。
- 5) 東京日日新聞 大正2年1月13日。
- 6) 藤田省三著『天皇制国家の支配原理』未来社。
- 7) 杉村広太郎「思ひつぎつぎ」大正1年8月1日『楚人冠全集』14巻 309頁。
- 8) 茅原華山著『新動中静観』明治文献 217-223頁。
- 9) 尾崎全集 12巻。
- 10) 尾崎行雄著『峯堂回顧録』雄鶏社 上巻 6頁 同下巻 57頁。
- 11) 寺田健一「思い出すまに」尾崎全集 12巻 528-529頁。

三 尾崎行雄と民衆

尾崎行雄は犬養毅と並んで、第一次護憲運動期の政党政治家中、最も広汎な民衆につよい影響を与えた政治家の一人であった。かれは当時の状況について、

『憲政擁護・滅閥興民』の声は、まるで陽炎に火がついたやうに、忽ち全国に燃えひろがった。憲政擁護の叫びは、真に国民の大運動となり、輿論の昂騰、このときのごときは、立憲以来、かつてなきところであった。」「これらの大会（憲政擁護大会—引用者）や演説会には、私は何時も犬養君と携へて、演壇に立った。運動の中心は2人であった。2人が姿を現はすと、聴衆の間からは『脱帽、脱帽』の声がしきりに起り、喝采の声は鳴り止まず、しばしは口を開かせなかった。やがて論歩を進めると聴衆は肅然として水を打ったごとく、勿論弥次を発するものは一人もなかった。あの時桂公が、解散をせず内閣を投げ出したのは、見方によっては、賢明なやり方であったとも言へる。若し最後まで頑張つて、正面衝突をやつたなら、恐らく非常な風雲を捲き起したであろう。我々は閥族政治を足腰のたたぬほど、徹底的にやっつけることができたであろう。それほど当時の憲政擁護運動の勢は、物凄いものであった。』¹⁾

と述べているが、この回顧は尾崎の誇張では決してない。

第一次護憲運動中の尾崎らは、東京を始め全国各地を遊説してまわったが、どこへいっても尾崎・犬養の人気は物凄の一言につきた。「北陸タイムス」は、大正2年6月21日に富山県富山市で開催された、憲政擁護演説会の情景について、つぎのように報じている。「犬養尾崎一行の憲政擁護演説会は21日午後一時より富山市福助座に於て開会、市内は素より遠く

高岡射水永見上新川及び近郷近在より握り飯腰付けにて早朝より会場目がけて藪々と詰めかけ既に9時頃には満員の盛況を呈せり。(中略)尾崎行雄は……破るる計りの拍手に迎へられて登壇『尊王討閥』の演題にて約30分間に亘る大演説を試み続いて犬養毅は……壇上に現るるや聴衆は期せずして「憲政擁護の神」とロ々に唱へて会場も揺るがんと計り拍手暫しは止まざりき斯くて聴衆の静るや木堂は『閥族及政党』と題し悠々として迫らざる態度は熱烈なる口調を以て論じ去り論じ来りしかば数万の聴衆は恰かも酔へるが如く謹聴せり²⁾。また尾崎は、「東京日日新聞」によると大正2年1月16日に鳥根県松江市の憲政擁護大演説会に出席の予定であったが、「政友会幹部より召喚され京都より急遽帰京し代理者差向の交渉ありしも同支部は是非尾崎氏の来松を希望するを以て同大演説会は来月開会する事」になったという³⁾。かれらの人気のほどが知れよう。

犬養や尾崎らの全国をまたにかけての熱弁は、「近郷近在より握り飯」を腰につけて早朝からつめかけてきた、数10万の民衆に、多大の感銘を与えただけに止まらず、民衆の政治的覚醒を促進し、直接、政治運動に参加しようとする熱情をかきたてたように思われる。「北陸タイムス」が尾崎・犬養がさきに「県下に来て雄弁を揮ひたる以来、小学堂、小木堂、各地に現はれて、或は学堂の口吻を真似或は木堂のスタイルを学び、青年社会の活気とみに加はれるを見るは、喜ぶ可き事である。」「唯夫れ、徒らに技巧を弄して演説語りになるのは、無益の事である(中略)。地方青年の学ぶべきは、大政治家の雄弁、又は態度にあらざる、其精神に在るのだから⁴⁾と警告しているのは、その一証左であろう。このような政治状況を背景にして全国の青年の間に、直接、護憲運動に参加しようとする気運がたかまった。すでに地方政治の政党化が進行していたこともあって、尾崎らの遊説を契機に、自派の勢力拡大に奔走する青年黨員や、あらたに政治結社を作り、自主的に護憲運動を展開しようとする青年グループが続出してきた。富山県の場合を例にとっても、「新川憲政擁護会⁵⁾」や、後述する「富山県立憲青年会」の結成などを挙げることができる。これらの組織は犬養や尾崎の遊説を契機に、かれらの人気を利用して結成された点で注目される。

むろんだからといって、かれらの民衆に対する影響力には、一定の限界があったことはいうまでもない。そもそも、上からの国家主義的な帝国主義化のコースが、日露戦争後、必然的に生み出した諸矛盾に対する、民衆の意識への反映の仕方や内容(一般的にはそれは即自的なもろもろの感情・不満・欲求などの感性的な認識の段階に止まる)と、尾崎ら立憲主義者の同じ諸矛盾に対する反映の仕方やその内容とは、あくまでも、区別してとらえるべきである。尾崎らの思想や行動と民衆のそれとは、互いに依存しあいながらも相互に対立する関係にあり、こうした関連のもとで修正された両者の諸観念は、基本的には、客観的な諸矛盾を解決するための実践過程の中で、それぞれ固有の発展の仕方をたどるものとみなすことができる。従って尾崎らの民衆に対する影響力は、感性的な認識の段階にある民衆の意識を、理性的なそれへと高める契機以上に出るものではない。逆にまた、民衆の反応の諸形態(たとえば同調・反発・無視)が、尾崎らの思想と行動の諸形態を規定する、一つの条件となるであろう。以上の視点に立脚する限り、尾崎行雄に象徴される立憲主義者と民衆との関係は、無関心層は別にして、二つの類型に分けてとらえることができる。第一の類型は、尾崎らの思想と行動に同調していく層であり、第二の類型はかれらの思想と行動に一面では同調しながら独自の運動を展開しようとした自立型の民衆グループである。

尾崎らに同調していった第一の類型は、「憲政の神様」としての尾崎の「カリスマ的人

格」への崇敬と期待に、はかない夢をたくするか、さもなければ一時的な政治的熱狂に日常的な不満を解消しようとしたものといえよう。むしろこのような層の広汎な登場なしには、第二の類型の発展はありえないとはいえ、こうした段階にとどまっている部分の存在が逆に、大正期の天皇制を支える基盤としての役割をもはたしたのである。天皇制信仰にとらわれていた当時の民衆は、カリスマ的人格（明治天皇）への信頼と忠誠に、自己の精神的安定を求める心的態度から自由ではありえなかったからである。この民衆の心的態度の存在が、一般に、大正デモクラットの理論構成のあり方を、一面において規定した。かれらは敵の主張を論破するとともに、民衆の共鳴をかちとるために、必要以上に国体との無矛盾性を力説し、天皇制イデオロギーとしての側面を強調せざるを得なかったであろうし、そのことがまた逆に、民衆の天皇制信仰を強化する結果になった。

天皇制イデオロギーによる国民の教化が、帝国主義段階における国民統合の有力な手段として、ひとり藩閥勢力だけでなく、政党勢力によっても、精力的に展開されたことについては、あらためて指摘するまでもない。後者の政党勢力の有力なイデオログの一人が、立憲主義的な天皇制思想を鼓吹した、尾崎行雄であった。尾崎行雄や犬養毅らの演説に熱狂した民衆の大半は、こうした天皇制イデオロギーに、同調・吸収される心的基盤を持っていたし、事実そうだったとみてよからう。当時の民衆は、天皇制を当然の前提とした「君側の奸」の排除という、国家権力に対する批判の様式にすっぽりとハマりこんで、「憲政二柱の神」に脱帽し、天皇陛下万才を三唱したのであった。大正2年2月2日、長野県松本市の開明座でおこなわれた「憲政擁護県民大会」の光景などは、その好例である。同県民大会は約2600名の民衆を集めて開かれたが、まずつぎのような宣言書と決議案を、満場一致で採択した。

宣 言 書

今や憲政の爲め最も努力を要するの時なり我徒は茲に皇室の尊嚴を保持し憲法の威信と国家の進運を希図する爲め協力一致を以て憲政完美の目的を貫徹せん事を期す

決 議

- 一、官僚政治の弊贅を根絶し内閣官制及文官任用令の改正を期す
- 二、吾人は極力現代議士が立憲的行動の後援を爲し議會解散の場合は誓って其再選を期す

続いて演説会に移行した。同大会に出席していた尾崎行雄は、『憲政の発達』と題する演説で、満員の「聴衆に多大の感動を与え」たが、最後にとりおこなわれた儀式は、「天皇陛下万才を満場起立にて三唱」することであった⁶⁾。「皇室の尊嚴を保持し憲法の威信と国家の進運を希図する爲め協力一致を以て憲政完美の目的を貫徹せん」という宣言書の主張は、政友会や国民党系の指導層にみられた共通の見解であったが、かかる内容の宣言書に万雷の拍手と万才三唱で答えたのは、外ならぬ民衆であった。またつぎのエピソードは直接的には、警察権力に対する民衆の非難・攻撃のあらわれであったとしても、そのことが同時に、当時の民衆がいかに強く天皇制信仰のとりこになっていたかを証明するものであろう。すなわち、「第二回憲法擁護聯合大会」が、大正2年1月24日に、東京新富座で開催されたが、例によって大会は天皇陛下万才を三唱して幕を閉じた。ところが万才の際に、臨検にきていた警視庁第一部直屬の得能方面監察が、「脱帽せざるのみか椅子に掛けたる儘冷々然たりし爲め熱狂せる3千の聴衆の反感を買い」、憤激した聴衆の一部は、このような「不謹慎なる態度」

は「軽々に見逃すべからざる事」である。また警察官が職務執行中に脱帽しなくてもよい、との訓令は修正すべきだと主張して、警視庁の見解を問いただしに行ったという⁷⁾。このような精神構造が生みだした行動様式は、土佐同志会・立憲日本青年党・都下18団体連合会⁷⁾などのグループによる、桂内閣弾劾の上奏文を捧呈しようとする動きであった。こうした民衆の行動様式は、その後もなんら変るところがなかった。大正11年2月24日に開催された「普選請願国民大会」の決議中に、「政府の兇暴其の極に達し警官は暴力を以て国民の請願権を蹂躪し民衆の主張を蹂躪したり、事茲に至っては国民は只だ天皇陛下に請願するの一途あるのみ国民は蹶起して此の挙に出づべし⁸⁾」とあるのは、その典型である。

以上の事例は大正デモクラシー期の天皇制思想が、どのような性格のものとして民衆の前に登場し、それが民衆の心をつかみ始めていたかを、あますところなく示している。それはファシズム期の天皇制思想に象徴されるような国家主義的・家族国家観的なそれではなく、立憲主義的な天皇制思想であった。

尾崎行雄らの影響をうけて登場した第二の類型は、立憲主義者の思想と行動に、一面では同調しながらも、独自の運動を展開していった自立型の民衆グループであった。先にふれた「富山県立憲青年会」などは、その一例である。同会は大正3年10月31日、尾崎行雄を総裁とし、富山県選出の政友会代議士高見之通を幹事長にして結成されたが、その中核となって活躍したのは、富山県滑川町在住の平井太吉郎らの社会主義者のグループであったとされている。同会は当初から尾崎行雄や高見之通などの政友会系の分子と、社会民主主義者のグループという異質な要素から構成されており、会そのものが大きく成長・発展していった形跡はない。だが、同会に参加した社会主義グループは、その後、富山県滑川町を中心にして独自の運動を、昭和のファシズム期にいたるまで、一貫して続けていった点で、注目すべき存在であった。

尾崎行雄は「富山県立憲青年会」の発会式に出席するために来県したが、その時、記者団にたいしてつぎのように語った。「今回当地へ来りしは2日の休暇を利用し富山の立憲青年会発会式へ臨場するが主なる要務にして其余暇に裁判所等を視察せんと思ひ居れり近來各地に立憲青年会の組織を見るに至れるが私は徳義と智識に富める青年を以て鞏固なる政治団体を作り以て現今の腐敗せる選挙界及び政界を覚醒せしめたき考へを抱き居れり左れば立憲青年会に対しては其極力奨励援助する考へにして之等の青年会が各地に於て組織せられたる暁きには中央に於て之を連結統轄する機関として立憲青年会中央会の如きものを組織する方針なり⁹⁾。尾崎は、当時、全国各地で青年を中心とする護憲運動の組織が続々と、誕生し始めていた事実¹⁰⁾に注目し、これら青年グループを基礎にした全国的な組織をつくることによって、政界の革新をはかろうとしたのであった。派閥の領袖としての確固たる地盤を、既成政党内にもっていなかった尾崎は、それをかれの所属する中正会の下部組織にしようとしていたのかもしれない。だが、「立憲青年会中央会」は結成されるまでにはいたらなかったし、またかれは富山県立憲青年会の総裁として、同会の育成・発展のために全力をつくしたとは思われない。ただその後、かれは同会ならびに富山県石動町公同会主催の講演会に出席した記事が残っているだけである¹¹⁾。

他方、尾崎行雄の意図とは別に、富山県立憲青年会の同志は、どのような思想と行動をとったであろうか。まず、大正3年10月31日に結成された同会の組織・綱領・決議を「富山日報」や「北陸タイムス」の記事から、引用しておこう。「富山日報」は、同会の発会式の模

様をこう報じている。

「富山県立憲青年会発会式は既報の如く31日午後1時半より富山市第三福助座に於て挙行せられたり来会者1千余名先づ高見之通氏登壇立憲の要を述べて開会の辞となし座長の選挙を諮り柳原吉次郎氏の推薦により高見氏当選夫より議事に入り柳原氏をして同会の綱領五ヶ目を朗読せしめ尋で会則の議定に入りしに柳原氏朗読の十七ヶ条に決定次に役員選挙に移り総裁に尾崎行雄氏を推薦せしに同氏の快諾あり同氏より幹事として

富山支部	牧野孝七, 柴草松太郎, 中田捨次郎, 稲垣清兵衛
新庄支部	山田敬一
滑川支部	沢田六郎兵衛
三日市支部	平田三四郎, 木下成一, 中井孝作
生地支部	漆間唯一(筆者の聞取りでは漆間氏は同会に参加した記憶がないとのことである), 早田作平
東岩瀬支部	犬島栄
魚津支部	沢田六郎兵衛
石動支部	林久太郎, 岩崎左一, 宮政雄, 石畑豊次, 檜垣助松

の各氏を指名せるを以て別室に於て幹事長の選挙をなせしに高見之通氏当選之にて役員選挙を終り柳原氏再び起ちて決議案の朗読をなせしに喝采の裡に通過した¹²⁾。

すなわち、同会の発会式において、総裁、幹事長、八支部の幹事と綱領、会則ならびに決議案が採択された。会則は不明だが、綱領(北陸タイムスでは宣言書となっている)と決議案は、つぎのようなものであった。

綱 領

- △ 国民の自覚を促して健全なる輿論を喚起し選挙権の拡張に努むること
- △ 集会言論の自由を尊重して民権拡張の実を挙ぐること
- △ 労働の神聖を擁護し社会の改良及共済の途を盡すこと
- △ 行政の改革及財政の整理を断行せしめ並に地方自治の基礎を鞏固にすること
- △ 外交の拡張を図り商工業貿易の発展及海外移民政策の発展を期すこと

決 議 案

- 一、外交特に戦後の政局は我邦の安危に係る処尤も重大なるを以て吾人は政府を鞭撻して機宜を誤らしめざらんことを期す
- 一、選挙権の拡張は国民の輿論にして選挙の腐敗は天下の公認する処なり吾人は之れが拡張と刷新の為め努力し依て憲政済美の実を揚げんことを期す
- 一、県下の産業を調査し県民の福利を増進せんことを期す特に本会は県下の重要物産たる売薬印紙税の全廃に努力すること¹³⁾

なお、同会事務所は富山市総曲輪富美倶楽部(旧秋山亭)におかれた¹⁴⁾。

以上の綱領や決議案をみる限り、同会の主張は大正デモクラシー運動第一段階の立憲主義者の見解と大差がない。内政面での重点を選挙権の拡張、市民的自由の尊重、行政改革と財政整理、営業税の廃止並びに商工業の発展に置き、対外的には貿易や海外移民政策を中心にした当時のいわゆる実業上の帝国主義を主張しているからである。富山県立憲青年会は、この意味で、明らかに立憲主義者の影響を受けており、その思想に同調していたことを示している。けれども、同会の主張には尾崎行雄のそれと、かなり異質な側面もあることに、注目

しなければならない。第一に、皇室の尊厳を云々するという姿勢が全くみられないこと。第二に、当時の尾崎が浮田和民らとことなっていて選挙権の拡張を積極的に主張していなかったにもかかわらず、同会は選挙権の拡張を綱領の第一にかかげていること。第三には「労働の神聖を擁護し社会の改良及共済の実」を挙げることを、力説している点である。以上の諸点は、同会の総裁である尾崎行雄の主張とかなりのへだたりをもっている。このことは富山県立憲青年会の、尾崎行雄の思想と行動に対する、相対的な独自性を示すものである。このような独自性は、やはり同会滑川支部幹事の柳原吉次郎・中村与八や、その同志平井太吉郎などの社会民主主義者のグループの存在をぬきには考えられないであろう。いま仮りに富山県立憲青年会の成立過程を、滑川支部の立場に焦点をすえてとらえるならば、かれら社会民主主義者のグループは、尾崎行雄や高見之通を総裁や幹事長にかつぎ出し、かれらと一面では共闘しながら、他面ではかれらの意図とは別に、尾崎らの人気を利用しないしは隠蓑とすることによって、普選だけでなく労働者の人権擁護・社会改良などの運動を推進しようとしたのだ、と推定することすらできる。なぜなら、平井・中村らの主要メンバーは、大正5・6年段階には、ことごとく特別要視察人ないしは準特別要視察人に編入され、その行動が絶えず官憲によって監視される状況に追い込まれることになったからである¹⁵⁾。

富山県立憲青年会の全貌や、同会消滅後、それぞれの会員がどのような活動をおこなったかについては、今後の調査にまたなければならない。けれども、滑川支部のグループにかんする限り、かれらは同会消滅後も、普選運動・電気争議などの大衆運動や町会・郡会議員としての議会活動を、さらには社会民衆党員としての政党活動を、昭和の6・7年段階まで精力的に展開した¹⁶⁾。かれらこそ、尾崎らの護憲運動と共闘しながらも、尾崎らの思想と行動に全面的に同調することなく、独自の道を切り開いていった、自立型の民衆グループの典型だったのでなかろうか。かれらが、天皇制イデオロギーの呪縛から、完全に解放されていたと断言できないにしても、尾崎らの立憲主義的天皇制思想とは、あきらかに対立する帝国主義段階の被抑圧諸階層の政治的・経済的・社会的解放をめざすデモクラシー運動を志向していたことだけは、否定できないところであろう。中村与八が「吾人ハ富者タルト貧者タルトヲ問ハス一視同仁ニシテ社会平等主義ヲ主張スルモノナリ」との見地から、滑川町の「富者ノ横暴」による不公平な税制を批判して、「下級民ノ負擔!」の軽減を力説¹⁷⁾したり、同グループが中心となってだした「滑川普通選挙期成同盟会宣言書」の中で、「第二維新とは何ぞや、吾人の見る所をもってすれば普通選挙制によって政党を破壊し、議会を改造し、財力階級の専横を防遏し以て真正なる四民平等、公議輿論の新政治を実現するに在リ」¹⁸⁾と主張しているのは、そのあらわれである。あらためて指摘するまでもなく、かれらはいわゆる頂点思想家の影響を絶えず受けていたのであって、堺利彦を始めとする社会主義者や大正デモクラットの主張を、地方レベルの生活の場における実践の理論として、主体的に吸収し活用していったところに、その独自性があつたとみてよい。このようなグループが、全国的にどの程度出現したかについては、つまびらかではない。けれども地方政治の政党化が進み、各町村内部においても派閥の抗争がくりひろげられていた大正デモクラシー期において、共同体の内部で確固たる生活の場を築き上げていた生活者が、天皇制国家に対する異議申立人として登場したこともつ意義は大きい。いわゆる春風駘蕩和気あいあいの村落共同体というドグマは、実体とかげはなれた建前としての天皇制イデオロギーに過ぎなかったとしても、かれらはこの建前としての共同体秩序を行動でもって事実上否定したばかりか、地域社

会における異議申立人としての自己の存在のもつ重みによって、天皇制国家秩序とそのイデオロギーを克服する精神的な拠り所を、民衆に提供することになったとみてよい。云うまでもなく、民衆の日常的な生活のサイクルが、つつがなく繰返されている限り、異議申立人は民衆からかけはなれた、場合によっては忌避すべき存在として敬遠されるのが通常の姿であろう。しかし一度民衆が自己の日常的な生活のサイクルを、天皇制国家の強権によって、たち切られ、「温情あふれる」天皇制イデオロギーの虚偽性を身をもって体験するような異常事態に追い込まれたとき、あらたに依拠すべき手がかりとして民衆の眼前に大きくクローズ・アップされるのは、これら異議申立人の存在ではなからうか。大正6年に不敬罪のかどで、懲役5年の判決を受けた桜井信雄のケースなどは、この意味で参考になるであろう。

桜井信雄は、『特別要視察人状勢一斑』によると、静岡県巡査在職中、「素行不良」という理由で退職を命ぜられたが、これを不服としたかれは、寺内内閣総理大臣にあてて「自活シ能フ地位ヲ与ヘラレ度旨ノ書面」を提出した。しかし、なんの返答もえられなかったため、再度、かれは同首相に、「選挙権拡張、華族制度廃止、土地資本公有其ノ他ノ事項ヲ主張セル書面ヲ郵送」すると同時に上京。堺利彦を訪問して「社会主義ヲ鼓吹シタツト申込」むにいたった。だが堺は、「御前ノ如キモノカ上京シ主義ノ鼓吹ヲ為スモ、ヨリ以上ノ人物ガ沢山居テサヘ目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テ到底無益」である。本気でやる積りなら「東北ノ様ナ人気ノ質朴ナ処ヘ」行けとさとされ、東北地方で「普通選挙実施及労働者保護制度ノ完成実現等ニ関スル上奏文ヲ作製シ之ヲ総理大臣ニ郵送シテ執奏方ヲ要請」した。しかし、桜井は最後の期待を天皇にかけたにもかかわらず、それが全くの徒労に終わったことに、激しい絶望の怒りを感じ、その強い絶望の深みからついに天皇制そのものの本質を認識することになったのであろうか。かれは「東京市丸ノ内宮城内、嘉仁陛下、天下之平民桜井信雄」と表記した端書に、「吾レ天皇ノ存在ヲ認メス退位ヲ要求ス理由ハ寺内正毅ヲシテ奏セシメタル件ニ干シ実施セサルニ依リ普通選挙ヲ以テ民主ヲ推シ四民ヲシテ自由平等ナラシムルニ依ル」と書いて投函。続いて、「自己ノ天分ヲ全フセントスルナラハ社会主義ヲ研究シ現皇帝嘉仁ヲ退位セシメ普通選挙ヲ以テ民主ヲ推シ四民ヲシテ自由平等貧富ノ差モ華族モ平民モ其ノ他総テノ階級ヲ破リ社会的利益ヲ共有スルニ努メラルヘン敢テ諸君ノ一考ヲ煩ス」⁹⁾という内容のピラを、街頭にはり出したという。ここには天皇制否定にいたる一つの過程が、典型的に示されている。地方に根を下ろした異議申立人と民衆との間にも、以上のような関係が成立する可能性があったとみてもよからう。だが、このような事態が第一次護憲運動期に、ほうはいとして全国各地におこったとみなすことは、無論できない。むしろ、第一次護憲運動に直接参加した民衆に限定しても、その大半は、尾崎らの立憲主義的な天皇制イデオロギーに同調・吸収されていったとみるべきである。

註

- 1) 尾崎行雄「峇堂自伝」尾崎全集 11巻 476-477頁。
- 2) 「北陸タイムス」大正2年6月22日。
- 3) 「東京日日新聞」大正2年1月17日。
- 4) 「北陸タイムス」大正2年6月28日。
- 5) 新川憲政擁護会は、立憲同志会の結成で崩壊の危機にひんしていた富山県国民党支部の再建をねらって、金川作二らが結成したものであるが、同会の発会式は、大正2年6月21日、犬養・尾崎一

行が富山県滑川町における憲政擁護演説会に出席した機会におこなわれた。『富山県政史』5巻甲ならびに「北陸タイムス」。

- 6) 「信濃毎日新聞」 大正2年2月4日。
- 7) 「東京日日新聞」 大正2年1月18・26日。
山本四郎著『大正政変の基礎的研究』御茶の水書房 664頁。
- 8) 「北陸タイムス」 大正1年2月25日。
- 9) 「北陸タイムス」 大正3年11月1日。
- 10) 第一次護憲運動期には、全国各地で青年を中心とする護憲運動のための組織が誕生し、憲政擁護・閣族打破の運動が盛んにくりひろげられた。たとえば、神戸立憲青年会、大日本青年党、立憲青年団、立憲日本青年党、憲政擁護青年会、大阪青年倶楽部、京都立憲青年会、立青日本青年会、大正青年同志会、新川憲政擁護会、丁未倶楽部、時代思想研究会、東北青年会、米沢青年会、秋田青年会、防長青年同志会、美作立憲青年会、南満立憲青年会、長野青年会、憲政作振会などの諸団体がそれである。
- 11) 「北陸タイムス」 大正3年12月2日。
- 12) 「富山日報」 大正3年11月1日。
- 13) 「北陸タイムス」 大正3年11月1日。
- 14) 「富山日報」 大正3年10月29日。
- 15) 近代日本史料研究会編『特別要視察人状勢一斑』明治文献資料刊行会、斎藤弥一郎著『富山県社会運動史』参照。
- 16) 斎藤著『富山県社会運動史』、松尾尊兌著『大正デモクラシーの研究』ならびに、梅原隆章著『1928年の電気争議』参照。
- 17) 中村与八の町長に対する主張(大正6年7月16日)。『特別要視察人状勢一斑』続2 152-153頁。
- 18) 「滑川普通選挙期同盟会宣言書」 斎藤著『富山県社会運動史』61頁。
- 19) 『特別要視察人状勢一斑』 続2 141-151頁。

四 尾崎の立憲勤王論

日本帝国主義成立期における有力な天皇制思想として、まず第一に挙げられるのは、いうまでもなく明治3・40年代に完成された家族国家観であろう。しかしこれと一面では対立する天皇制思想が、やはり同じ時期に形成され、それが大正デモクラシー期における天皇制の正統イデオロギーたらんとして、前者と相互に競合していた。いわゆる明治末の立憲主義がそれである。後者の立憲主義的な天皇制思想は、政党内閣制が一応の軌道にのり始める大正後半期から昭和の初年にかけて、支配的な天皇制思想としての地位を確立したと断定できないにしても、美濃部・上杉論争における前者の圧倒的人気や民本主義の流行を想起すれば明らかのように、少なくとも論壇においては、後者の立憲主義的な天皇制思想が、国家主義的・家族国家観的天皇制思想を、圧倒するほどの地位を占めていた。国家主義的・家族国家観的天皇制思想は、周知のように、社会主義思想やデモクラシー思想の鼓吹者の登場と大正デモクラシー運動の発展という状況に直面して、これと真向うから対立する原理に基づくイデオロギーとして、登場したものであった。だが、家族国家観的天皇制思想は、大正デモクラシー期において、天皇制国家の支配的イデオロギーとしての地位を確立し、底辺の民衆までとらえたとなすわけにはいかない。むしろそれが、天皇制国家の支配的イデオロギーと

なった時期は、昭和のファシズム期だとみなすべきであろう。

これにたいして立憲主義的な天皇制思想は大正デモクラシー運動第一段階（明治38年～大正2年）の、有力なイデオログとして活躍した立憲主義者によって唱導されたものであった。立憲主義者は、下からの民衆運動と対決することによってではなく、これに一面では同調しながら、そのエネルギーを利用して、統治機構の近代化（ブルジョア化）をはかることによって、広汎な民衆を天皇制国家を支える基盤にくみこもうとした。かれが天皇制国家の統治機構の近代化——具体的には総選挙を核にする責任内閣制の確立——を主張したことは、国家主義的・家族国家論者と一面では、対立したが、敵対的關係にたち続けたことを意味したわけでは決してない。両者は、一面では対立しながらも、他面では相互に補完しあう機能を客観的にはたすことによって、天皇制国家そのものの発展を促進する役割をになったとみた方があっている。たとえば、家族国家観によって天皇と臣民との関係だけでなく、植民地の民族との関係をも、統一的に説明しようとした高田早苗が、こうした天皇制国家の発展を確保するための国内体制として、立憲政治の完成を力説したことなどは、その典型である⁴⁾。

大正デモクラシー期の天皇制思想は、国家主義的・家族国家観的天皇制思想と立憲主義的天皇制思想との統一体として、つまり両者が、一面では対立しながら相互に補完しあう関係をもちつつも、全体の流れとしては前者の国家主義的・家族国家観的天皇制思想に対する、後者の主導的地位が強化されていく関係として、とらえる必要がある。

ところで、立憲主義者が天皇制国家の統治機構の近代化を主張したことは、藤田省三のいわゆる「共同態国家の原理」と「権力国家の原理」という二つの「天皇制国家の支配原理」²⁾のうち、主として、後者の原理に依拠しながら、これを立憲主義的に修正・合理化することによって、国民の下からの統合の制度化を企図したことを意味した。尾崎行雄はこうした傾向を代表する思想家の一人なのである。むろん尾崎とて、天皇を最高の権力者という視点だけから、とらえていたわけではない。かれが「帝室の能く人民をして死力を致さしむることを得る所以の者は、主として徳義上の勢力に因る事なれば単に律令法式にのみ拘泥して徳義上の勢力を減少せざるやう注意せざる可らず、単に憲法上律令上の権力に依頼して徳義上の権力を有せざる帝室は、尚ほ人にして精神なきが如し」³⁾と、述べているように、天皇を「憲法上律令上の権力」であるとともに、「徳義上の勢力」でもあることを重視し、この両側面から「帝室の尊榮を保持増進」⁴⁾するの方策を追究していたのである。

けれども、尾崎行雄は温情あふれる天皇と和気あいあいの村落共同体からなる「道徳国家」の創設を力説し、この理想を実現する手段として、「徳義上の勢力」としての天皇観念を、強調したのではなかった。イギリス流の立憲君主制の実現を理想としたかれは、ヨーロッパの、殊にイギリスの王室のような、「親愛」の情を核とする「帝室人民」間の関係を創出し、「帝室常に衆望の帰する所に従って内閣大臣を任用し万般の責任を挙げて之に負はしめる責任内閣制を採用することが、「民心を帝室に帰服せしめ其尊榮を増加」するゆえんだと主張したのである⁵⁾。尾崎のこのような天皇制思想は、かれの代表的著作ともいえる『立憲勤皇論』に、体系的に示されているが、この著書について尾崎自身は戦後、つぎのように回顧している。

「私は大正6年に『立憲勤皇論』といふ小著を書いて、政党内閣制を確立しなければならぬ理由を力説したことがある。私の意図は、勿論、天皇の權威をけづり、地位を下すこ

とにあったのではなく、政党内閣制を確立して内閣組織の場合、天皇が必ず多数国民の支持する政党の首領に対して、大命をお下しになることが、君意民心を完全に一致せしむる所以であって、これが皇統護持の根本要件である、(中略)イギリスの帝室のみがひとり繁栄をつづけていける主なる原因は、君意民心の不可分離を制度化した政党政治のたまものであると思ふ。

さういった気持で『立憲勤皇論』を書いたのであったが、その当時、もし私の主張する政党内閣制が確立したと仮定した場合、天皇の実際上のお仕事のはんみは(中略)大たい今日の新憲法の規定と似たりよったりのものであった。だから、私は、新憲法によって天皇の権威と地位が低下したとは思はない。かへって、これでこそ日本の皇統を万世につなぐことができると思ふ。(中略)神様の天皇には恐れて近づき難かったが、これからの日本人は人間らしい愛情と尊敬をもって、人間天皇に親しんで行くであろう。それで結構ではないか。』⁶⁾

尾崎行雄は、天皇制国家の主要な「支配原理」を、天皇の「憲法上律令上の権力」行使の、立憲主義的な原理に、求めたのであった。人民の「親愛」の対象としての人間天皇には、これを内部から支える、立憲国民のシンボリック的役割が期待されていたように思われる。少なくともかれには、天皇を神格化し、価値の国家権力による独占をみちびき出すような天皇観念は存在しなかった。では一体、尾崎行雄の『立憲勤皇論』は、どのような内容のものであったか。

尾崎の立憲主義的な天皇制思想の基本的な考え方は、この本につくされており、しかもそれが自由民権期から第二次大戦後まで、一貫して変らなかつた。本書の中心的な課題はかれの思想と行動の起動力ともいうべき、皇室の尊榮と発展を確保するための、最も合理的な統治形態はなにか、を提出することであった。かれによると、皇室が建国以来、連綿と続いてきた「人事的原因」は、「君意民心常に其の一致を保ち」得たところにあった。「我が帝室の尊榮」を永久に維持増進する道は、従って、「益々君意民心の一致を企図実行」する以外にない。それが「忠君愛国の至道」である⁷⁾。「君意民心の一致」は君主による臣民の「指導」と、君主が臣民の意望をくみいれる「採納」とによって達成されるが、そのためには、まず第一に君主が「民心の帰向を察知」しなければならぬ。それには「心眠を開きて億兆の肺腑を洞見し、以て一世の帰趣傾向を看破」する「精神的方法」と、「輿論民意の帰向を察知」する「器械的方法」とがある。ヨーロッパ、特にイギリスでは、後者の「器械的方法」によって「君意民心の一致」を確保してきたのに対して、「我が帝国は精神的方法に因って古来此の事に成功」してきた⁸⁾。しかし、わが日本の「精神的方法」は、かならずしも完全とはいえなかつた。その証拠に、「君意民心の一致を以て建国の理想と為し、歴聖皆な之が実行に淬励し給へるも、尚ほ外威の専權、武門の跋扈あり、以て天下無雙の国史に、多少の汚点を遺」したではないか。それというのも、「精神的方法は、其の運用、人に存するが故に、器械的手段の如く恒久不断」たりえないからである⁹⁾。この「精神的方法の欠陥」を補ってあまりある「器械的方法」こそ、外ならぬ立憲政治(政党内閣制)である、というのがかれの強い確信であった。尾崎はこう主張している。

「精神的方法、素より可ならざるにあらず。然れども器械的則ち制度的方法を以て、之を補足するに非ずんば、到底完備を期すべからず。是れ立憲政治の遂に止むべからざる所以なり。抑も立憲政治の神髓は、器械的則ち制度的方法を以て輿論民意の帰向を察知し、

以て君意民心の一致を図るに在り」¹⁰⁾と。

かれは立憲政治を、歴代天皇の伝統的な支配方法の欠陥を「補足」する合理的な支配原理（器械的方法）としてとらえ、立憲主義こそ、大正デモクラシー期における天皇制国家の発展を保障する不可欠な支配原理であることを力説したのである。そして明治天皇も、尾崎行雄と全く同じ見地から、つまり「君意民心の一致」という「我が建国の理想」を実現する手段として、古来の「精神的方法のみを以て満足し給はず、器械的方法」¹¹⁾としての「立憲制度を採用」したのである。わが立憲政体は、それ故、人民の君主に対する闘争の過程をつうじて獲得されたヨーロッパのそれとは、成立起源を全く異にしているのであって、要するにわが「憲法の制度及び実施は、建国以来歴聖の実行し給へる所を成文にして、又精神的に成就し得たる所を器械的にし法文的にしたるに過ぎ」¹²⁾ない。従ってまた、人民の「権利自由」は、明治天皇の「大御心」によって人民に賦与されたものである、というのが尾崎の見解であった。かれは立憲政治を、国体に矛盾するどころか、歴代天皇が実践してきたことながら、単に制度化したに過ぎないとの見地から、国体との連続性を逆に力説したのであった。このように、立憲政治がわが国体と矛盾しないばかりか、国体の精華を発揮し皇室の尊栄を保障するものだという主張は、大正デモクラットにみられる共通の見解でもあった。

ではいかにして尾崎は、本来、相互に矛盾しているはずの「君意」と「民心」との一致が、立憲政治によって可能になると考えたのであるか。かれが「国民多数の意望に副ふ」政治¹³⁾を唱え、「立憲政治の本質実体は、その人民は皆生命財産の所有者である事を認め、之に対して法律制定に参与する権利を与へた一事にある。（中略）立法・行政・司法の三部は、形は違っても皆国民各自の生命財産その他の権利自由を保證し、且つその発展向上を期するための機関に外ならない」¹⁴⁾ことを力説すればするほど、「君意」による支配と矛盾する危険性が大きくなるではないか。なぜなら、かれが人民の「生命財産その他の権利自由を保證」するための「機関」という国家観を表明し、民意による支配を主張している以上、「国民多数の意望」を踏みにじるような「君意」は、到底容認することができないことになるし、さらには「国民多数の意望」が天皇制そのものの存在を左右するカギとなることも、当然のことながら肯定せざるを得なくなるからである。熱烈な天皇主義者であればあるほど、これは到底、看過することのできない論理矛盾ではないのか。尾崎にこの矛盾を矛盾として深刻に意識させなかったものは、「国民の間に、殆んど宗教的に渴仰せられる忠君の大義」の存在と、「歴聖みな民の心を以て大御心とせられた」という神話に対する深い信頼であった¹⁵⁾。かれの立憲勤皇論は、この神話を前提にして構成されていたとみてよい。その証拠に尾崎は、「天皇の大権は民意に反して発動することもできるなぞと云ふ事は、考へるだけでも不謹慎なりと云はねばならぬ。何となればかゝる考へはその根底に於て、君意と民心が或る場合には不一致となる事もあり得る、と云ふ假想を許容しなければ成り立たない。しかもかゝる假想は我が国体に於て全く無用である。否、嘗て無用たるに止まらず寧ろ甚だ危険なる妄想である」¹⁶⁾と断言して、はばからなかったからである。かれがつぎのように主張できたのもそのためであった。「我が立憲君主政治を愛護し、その完成に努力することが、（1）自己の生命財産その他の自由を確保し伸張する所以であり、（2）忠君愛国の至道であり、（3）ひいては世界人類の平和幸福に貢献する所以である」¹⁷⁾と。かれは「国民多数の意望」が天皇制否定となる可能性も、逆に、「君意」が「国民多数の意望」を踏みにじる可能性をも、全く視野の外において、立憲政治は「君主より観れば民心察知の制度たり、臣民に

在りては権利行使の機関たり。其権利行使に由りて憲法上の負擔を分ち……以て君意民心の契合を完ふす。帝国憲法の精神實に此に在り」¹⁸⁾と、主張していたのである。

尾崎の立憲主義論には、原理的に相容れない矛盾した主張が、つまり、主権者・天皇による人民統合の合理的方法いかんという視点（君意による支配）と、自主独立の諸個人の権利を擁護・拡大するための機関という視点（民意による支配）とが、内包されており、かれの苦心はこの両者をいかに統一するかにあったとみてよかろう。かれのいう「器械的方法」は、まさにこの苦心の所産であり、「君意」と「民心」との対立をかれは、君主による民心察知の「器械的方法」を提示することによって、一致させようとしたのである。かれの立憲主義論に内在する矛盾は、この論理構造にあった。後述するように、君意と民心との対立を「器械的方法」によって一致させようとするかれの論理構造は、君意の政党による独占を必然化するものでしなく、上杉慎吉らの天皇親政論者から、立憲主義は主権者・天皇をして「何事をも為し能はざる無為無能の地位に置かんとする」¹⁹⁾ものだと論難されても、抗弁のしようがなかったからである。だが、尾崎の立憲勤皇論が、大正デモクラシー期の天皇制国家の、あらたな発展を推進するイデオロギーとしての機能をはたし得た論拠は、この論理構造にあったといっても過言ではない。

この時期の天皇制国家が直面していた最大の課題は、いうまでもなく日本帝国主義の発展を確保するために必要な内外の諸政策は、いかにあるべきか、という問題であった。この課題に対する一つの回答が、立憲主義者の内政＝立憲主義と外交＝帝国主義の統一的な促進という、立憲主義的な帝国主義化のコースであった。尾崎行雄の立憲勤皇論の意義は、このコースを支える国内体制としての立憲主義が、なんらわが国体と矛盾しないばかりか、天皇制の正統イデオロギーたるべきことを、証明しようとした点にあった。すなわちかれは、わが「国体の精華」は「家族主義」や「祖先崇拜」にあるのではなく、「神武建国以来一系連綿たる皇統に依て統治せられ、未来永劫変ることなき」²⁰⁾統治の連続性にある。この統治の連続性を可能にした秘密は、「君意民心の一致」にあった。この君意民心の一致をはかる合理的な器械的方法として、明治天皇が採用しようとしたのが、外ならぬ立憲政治——生命財産の権利主体としての諸個人の選挙によって選出された「民選議員」が、「国民多数の意望に基」き、予算・法律を議定し、これを「多数党の首領」によって組閣された内閣によって執行する政党内閣制——であった。従って、立憲政治の完成に努力することが、「忠君愛国」の道であることを力説したからである。

ところで、尾崎の立憲勤皇論は、単なる、天皇制絶対主義国家の「伝統的支配方法の『補足』手段」²¹⁾でしかなかったのであろうか。決して、そうではなかった。なぜなら、かれが提唱した天皇制国家の支配原理としての「器械的方法」は、明治憲法体制の枠内で、いわゆる上からのブルジョア革命²²⁾を達成し、権力主体の独占ブルジョアジーへの移行を、換言すれば、天皇制絶対主義国家から、ブルジョア立憲君主制国家への移行を、漸進的に完了していく現実的可能性を切り開くものだったからである。実体としての天皇が、政治的には無意志的存在である限り、「君意民心の一致」をはかる方法として、尾崎が挙げた民心の「帰向」を「心眠」を開いて察知する「精神的方法」を媒介にした、天皇による臣民の「指導」は、事実上、名目的なものでしなく、「君意民心の一致」は、専ら、天皇が人民の意望をくみ入れる「採納」——その実は政党勢力の意向——によってのみ実現される構造を、かれの立憲勤皇論はもっていた。このことは、政党による「君意」の独占を、従って「君意民心の一

致」という名目のもとで、政党による天皇制国家の独占的な支配を可能にするものであった。いいかえれば尾崎の「器械的方法」は、天皇制絶対主義国家内でのブルジョア階級の支配的地位が、しだいに確立されていくにつれて、統治機構のブルジョア的改革や、統治機構のブルジョア階級による掌握というプロセスが、必然的に深化する道を、制度的に保障するものであった。この過程は、とりもなおさず、立憲主義的な帝国主義化のコースを推進する国内体制の完成を意味した。だからこそ、尾崎行雄は「もし真に憲政の発達を希望するならば、この制度の最大強敵は、軍閥・官僚・元老及び民意に反対するところの貴族院²³⁾だと痛論して、その特権的地位を制度的に保障する統治機構の改革ないしは廃止——たとえば軍部・貴族院・枢密院・華族制度の改革や、元老・内大臣廃止論など——による政党内閣制の確立と、封建的な思考様式や価値観に基づく人間関係の、ブルジョア的改革を力説したのであった。尾崎行雄は、要するに、皇室の尊栄を確保する最良の方法は、天皇が君臨すれども統治せずという体制を、換言すれば、政党内閣にすべての政治責任を負わせる翼賛体制としての責任内閣制をつくりあげること。つまり、「憲法上律令上の権力」としての天皇が、政治的実権から遠ざかる以外にないと信じたものといえよう。このことは「憲法上律令上の権力」としての天皇が、名目的な存在でしかない体制を築きあげ、専ら天皇に「徳義上の勢力」として、君臨することを要請したものとみてよからう。

だがしかし、尾崎の立憲勤皇論は、あくまでも、「君意」優先の理論構成をとっていた。それ故、「君意」の政党による独占が、政党内閣制の確立によって、現実のものになったとしても、それが「君意」に合致するという擬制のもとで始めて、権威をもつものでしかなかった。しかも周知のように、現実の天皇は、一般的には無意志の絶対者として君臨してきた。従って、「君意」による支配の建前が、貫徹している限り、政党勢力そのものが敵対者から、国体をないがしろにする君側の奸として、排撃される可能性をもつことになった。尾崎行雄らの立憲主義者として、その例外ではない。天皇機関説事件や、尾崎行雄のいわゆる「共和演説事件」(明治31年)ならびに「不敬罪事件」(昭和17年)などは、その具体的なあらわれである。それは自己の思想と行動の正統性の根拠を、明治天皇の意志に求めたことからくる、必然的な帰結であった。云うまでもなく、「大御心」とか「国体の精華」とされるものの具体的内容は、論者の解釈のいかんによって変化する論争的・抽象的概念でしかなかったからである。

それはともかくとして、国体に関する尾崎的解釈(立憲勤皇論)は、国家主義的・家族国家観的な天皇制イデオロギーが底辺にまで浸透し始めていた状況下で、これを批判・克服する一つの方法を提示するものであった。政党政治家としてのかれの真価は、要するに立憲主義がわが国体の精華たる「君意民心の一致」の大原則に合致するという論理を、現実の政治運動の過程で駆使することによって、立憲主義を大正デモクラシー期の天皇制の、正統イデオロギーたらしめようとした点にあった。

註

- 1) この点については、拙稿「大正デモクラシー思想発展の諸段階」信州大学教養部紀要4号を参照されたい。
- 2) 藤田省三著『天皇制国家の支配原理』。
- 3) 尾崎行雄「欧米漫遊記」尾崎全集 3巻 555頁。

- 4) 尾崎行雄 「立憲勤皇論」 尾崎全雄 5 卷 295頁。
- 5) 尾崎行雄 「欧米漫遊記」 同 上 552-557頁。
- 6) 尾崎行雄 「民主政治読本」 尾崎全集 10卷 36-37頁。
- 7) 尾崎行雄 「立憲勤皇論」 同 上 267-268頁。
- 8) 尾崎行雄 「立憲勤皇論」 267-272頁。
- 9) 「立憲勤皇論」 284・280頁。
- 10) 「立憲勤皇論」 271-272頁。
- 11) 「立憲勤皇論」 280頁。
- 12) 「立憲勤皇論」 279頁。
- 13) 「立憲勤皇論」 274頁。
- 14) 尾崎行雄 「政治読本」 尾崎全集 7 卷 20-21頁。
- 15) 同 「政治読本」 15・17頁。
- 16) 尾崎行雄 「世界の改造と日本の将来」 尾崎全集 6 卷 14頁。
- 17) 尾崎行雄 「政治読本」 19頁。
- 18) 尾崎行雄 「立憲勤皇論」 273頁。
- 19) 上杉慎吉 「我が憲政の根本義」 太田雅夫編 『大正デモクラシー論争史』 上巻 338頁。
- 20) 尾崎行雄 「政治読本」 15頁。
- 21) 藤田省三著 『天皇制国家の支配原理』 8-9 頁。
- 22) 下山三郎著 『明治維新研究史論』 93-94・211頁参照。
- 23) 尾崎行雄 「憲政の危機」 尾崎全集 6 卷 207頁。

五 む す び

尾崎行雄が以上のような論理を提示したことは、大正デモクラシー運動にとって、どのような意味をもったであろうか。かれが、天皇制国家の枠内において、「政党」による「君意」独占の正統性の根拠を提示したことは当時の民衆（被抑圧階層）によるみずからの自己解放のための闘争にも、国体の精華を発揮するゆえんだという大義名分のもとで、運動を合法的に展開できる可能性を与えるものであった。憲政「擁護」の名のもとに、藩閥打倒を叫ぶことができたのは、その一つのあらわれだったとみてよい。しかしだからといって、われわれは尾崎的論理を、手ばなしで賛美するわけにはいかない。それというのも、かれの主張が下からの大正デモクラシー運動に参加した広汎な民衆を、天皇制イデオロギーの枠内につつま込んでしまう役割をはたすものだったからである。すでに紹介したように、第一次護憲運動に参加した民衆の反応は、このことを如実に物語っている。

大正デモクラシー運動がいかに盛り上がったとしても、それが民衆の天皇制信仰を打破するどころか、反対に、これを利用しないしは強化する性格をもっていたとするならば、事柄のもつ意味は、きわめて重大である。天皇制国家は、立憲主義的天皇制思想をも、みずからの体内にくみ込むことによって補強されると同時に、天皇制にかんするタブーのもつ規制力は、総体として、一層拡大強化されることになるからである。こうして、国家権力の実質的な擔い手から底辺の民衆にいたるまでのさまざまな階層は、国体にかんするタブーをたてにして、相互に批判・規制しあいながら、その結果として、タブーにふれようとするものを異端者として弾圧しても、なんら不思議とされないような、国民感情を強化してゆくことになっ

た。いわゆる上からのファシズム化は、このような精神構造の広汎な存在を前提にして、始めて、可能だったとみていい。大正デモクラットは、一面ではファシズムと原理的に相容れない立憲主義を主張し、これを批判しながらも、他面では、日本ファシズムの精神的基盤を補強する役割をはたしたという意味で、日本ファシズムを引き出す共犯者だったとすらいえるのではないか。尾崎行雄は以上のような思想的ダイナミズムを推進する一翼になっていたのである。

尾崎に象徴される立憲主義的な天皇制思想は、帝国主義段階に照応する天皇制国家の合理化・近代化（ブルジョア化）を企図するものであったが、ついにそれが天皇制国家の主要な支配的イデオロギーとしての地位を確立するまでにはいたらなかった。だが、その思想的生命が、ファシズム期までに、燃えつきってしまったわけでは、決してなかった。それどころか、第二次大戦後の「平和的・文化的・民主的」天皇制信仰の有力なイデオロギーとして、開花・結実したとみてよかろう。戦後天皇制はまさに、この尾崎的天皇制論から出発したとみて過言ではなからう。

Summary

Thought of the Tennō System in the Early Period of the Japanese Imperialism

Kouji EIZAWA

There are two thoughts of the Tennō System in the early period of the Japanese Imperialism. One of them is the National thought of the Tennō System, and the other is the Constitutional thought of the Tennō System. Both of these thoughts, whose function was to develop the Japanese Imperialism, were opposed to each other, but at the same time they were interdependent.

"Rikken-Shugi" and "Minpon-Shugi" which are the leading ideologies in the Taishyō Democracy Movement, are exactly the Constitutional thought of the Tennō System. It is this thought that captivated the people who took part in the Taishyō Democracy Movement.

Yukio OZAKI who is taken up in this article is one of the representative thinkers of this school. It will be worthy of note that the "peaceful, cultural and democratic Tennō System" in the Postwar is based on the Constitutional thought of the Tennō System.